

農地法の許可申請・届出に必要な書類

		許可申請			届出				備考
		3条	4条	5条	農業用施設	形状変更	18条	3条の3	
1	申請書・届出書	○	○	○	○	○		○	
2	土地の位置図		○	○					都計図等1/2,500程度(申請地にしるしをつける。)
3	土地の公図(集成図)	○	○	○	○	○			法務局又は税務課(又は各総合支所)
4	土地の全部事項証明書(原本)	○	○	○	○			写し	法務局 未相続の場合は相続登記を済ませたもの
5	住民票の抄本 (本籍地、個人番号は不要)	△		△					申請者が市外在住の場合 全部事項証明書で確認できる場合は不要
6	法人の登記事項証明書(原本) 又は定款若しくは寄附行為の写し	△	△	△					申請者が法人の場合
7	誓約書	△							初めて農地を取得(借入)する等、新規就農等の場合
8	建物、施設の配置図		○	○	○				既存の建物の配置、水路の配置・断面図を含む
9	建物、施設の建設図		○	○	○				平面図、立面図及び、構造、屋根材、建築面積等の記載があるもの
10	被害防除計画書		○	○	○	○			
11	排水承諾書		○	○	○	○			土木委員、水利委員の署名(自署)が必要
12	資金証明書		○	○					残高証明書等(「資金証明書の例」参照)
13	代替性に関する理由書		△	△					申請地が第1種又は第2種農地の場合
14	他法令の許可書、申請書等の写し		△	△	△	△			事業が発達協議、道路・河川の占用等他法令にも関係がある場合
15	農地法第18条第6項の規定等による通知書	△	△	△	△		○		土地に利用権、使用貸借・賃貸借権、小作権がある場合
16	農地賃貸契約の合意解約書の写し	△	△	△	△		○		15番の添付書類(双方取り交わしどちらか写し1部)
17	権利者同意書	△	△	△	△	△			土地の共有名義人、抵当権その他の権利人がある場合
18	他市町の耕作証明書	△							譲受人(借受人)が他市町にも耕作地がある場合
19	中古住宅売買契約書の写し	△							中古住宅に付随する農地を取得する場合
20	露天施設の調書		△	△					露天資材置場調書又は露天駐車場調書

☆ ○は必須、△は該当する場合に必要です。

☆ 1・7・10・11・13・15・16は所定の様式をご利用ください3・5・12・14・18・19は写しでも可。

☆ 提出期限は毎月20日(20日が閉庁日の場合は直前の開庁日)です。

☆ 他法令の関係(開発、道路、埋蔵文化財等)はそれぞれ手続きが必要です。担当部署にご確認ください。

☆ 農地転用等をする場合は、あらかじめ周辺農地の所有者・耕作者に事業内容の説明をお願いします。

☆ 転用予定地が農振農用地区域内にある場合は、原則不許可です。事前にご確認ください。

☆ 露天資材置場や露天駐車場の場合、一時転用での申請・許可となる場合がありますので、ご注意ください。